新型コロナウイルス感染症感染防止策について

新型コロナウイルス感染症の拡大が続いている中、農業者の皆様におかれましては新型 コロナウイルスが発生した場合、栽培管理や飼養管理を維持するため迅速な対応が求めら れます。再度、農場ごとの感染予防対策について、整備いただきますようお願いいたします。 また、「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」は県庁農林企 画課のHP (https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005b/corona01.html) を御覧ください。

【農業関係者の皆様へ】

農業関係者のみなさまへ

新型コロナウイルス対策に 関する農林水産省対策本部

水田・畑作・施設園芸等の農業者や集出荷施設等の 従業員のみなさまは、国民への食料の安定供給等に 重要な役割を担っています。

みなさまの中で新型コロナウイルス感染症の患者が 発生した時に、業務継続を図る際の基本的な ポイントをまとめました。

「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的な ガイドライン 」 https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-12.pdf

1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

- ○農業者・従業員等に感染予防策を要請します。
 - ①体温の測定と記録
 - ②発熱などの症状がある場合は、関係者への連絡と自宅待機
 - 強いだるさ、高熱等の症状や比較的軽い風邪症状が続く場合 (4日以上) に ③息苦しさ、 は、すぐに関係者に連絡の上、保健所に問い合わせ
 - ④屋内で作業をする場合は、できる限りマスクを着用し、着用しない場合 には2メートルを目安に距離を保つ 多人数で行う場合等は、状況に応じて換気を行う
 - ⑤集出荷施設等への入退場時には手洗い、手指の消毒 ⑥ドアノブ、手すり等人がよく触れるところは、拭き取り清掃



- ○会議・行事等の開催の必要性を検討し、開催する場合には、換気、 人と人との間隔をとるなど、「三つの密」※を避けてください。

患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

患者が発生した場合は、保健所の指示に従い対応してください。

- ○患者が確認された場合には、関係者に周知するとともに、保健所に 報告し、対応について指導を受けてください。
- ○保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。
- ○**濃厚接触者**と確定された農業関係者には、14日間の自宅待機及び 健康観察を実施してください
- ○濃厚接触者と確定された農業関係者は、**発熱又は呼吸器症状**を呈した 場合は、保健所に連絡し、行政検査を受検します。

農林水産省

生産施設等の消毒の実施

○保健所の指示に従って、感染者が作業に従事した区域*1の消毒を実施 します。

緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が作業に従事した区域のうち 頻繁に手指が触れる箇所*2を中心に、アルコール*3で拭き取り等を実 施してください。

- ※1 生産施設、集出荷施設、事務室等※2 机、ドアノブ、スイッチ頼、手すり等※3 アルコール (エタノール又はインプロパノール) (70%)、又は次 亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)
- 亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上) ※アルコールが入手できない場合はエタノール(60%台)でも可
- ○一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は 出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はありません。

業務の継続

あらかじめ地域の関係者が連携する体制の検討をお願いします。

- <想定される連携体制>
 - ・農業法人のグループ JA等の生産部会
 - ・集出荷事業者等を共有する集団
- <検討事項(イメージ)>
- ・連絡窓口、連絡網の作成 ・消毒資材、消毒要員の確保
- ・農作業代替要員のリスト作成
- ・代行する作業の明確化、優先順位付け、作業方法 ・代替要員が確保できない場合の最低限の維持管理方法など

支援内容

耕起作業や播種・移植作業、水やり作業など 当面の営農活動継続のために支援を必要とする作業を

検討し、作業の優先順位付けを行います。

支援要員

周辺農業者や受託組織の活用など、

あらかじめ

① 誰(どの機関)が

どの作業を

支援するか役割を明確化します。

※ 労働力の確保状況を踏まえながら、 優先順位に基づき、作業を実施しましょう。

必要に応じて市町村等の関係機関に相談しましょう

農林水産省は、みなさまの業務が継続できるように全面的に協力いたしますの で、ガイドラインを参考に対応していただきますようよろしくお願いいたします。



【畜産事業者の皆様へ】

畜産事業者のみなさまへ

新型コロナウイルス対策に 関する農林水産省対策本部

肉用牛経営や酪農等の畜産業及び関連産業は、 国民への食料の安定供給に重要な役割を担っています。 従事者に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した 時に、事業者が業務継続を図る際の基本的なポイント をまとめました。

(「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的な aff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_tik.pd

予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

- ○従業員に感染予防策を要請します。
 - ①体温の測定と記録
 - ②発熱などの症状がある場合は、所属長への連絡と自宅待機
 - ③37.5℃以上の熱が4日以上継続した場合等は、所属長に連絡の上、保健所に問い合わせ
- ○事業者の**業態に応じて感染予防策**を行って下さい。
- ※卸売市場や家畜市場のせり場など常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマ スクを着用し、着用しない場合は適切な距離を保って取引を行うことを徹底する、など。
- ○従業員から診断結果等の報告を速やかに受ける体制を構築して下さい。
- ○手洗いなどの**感染予防策を徹底**して下さい。
- ①出勤時やトイレ使用後、作業場への入場時の手洗い、手指の消毒
- ②できる限りマスクを着用、咳エチケットの徹底 ③通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて人がよく触れるところを拭き取り清掃

2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

患者が発生した場合は保健所の指示に従い対応してください。

- ○患者が確認された場合には、保健所に報告し、対応について指導を受 けるとともに、従業員に周知して下さい。 ○保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。
- ○**濃厚接触者**と確定された従業員には、14日間出勤停止し、健康観察を **実施して下さい**
- ○濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状を呈した場合 は、保健所に連絡し、行政検査を受検します。

農林水産省

施設設備等の消毒の実施

- ○保健所の指示に従って、感染者が勤務した区域*1の消毒を実施します。 緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻 繁に手指が触れる箇所*2を中心に、アルコール*3で拭き取り等を実 施して下さい。

 - ※1 畜舎、搾乳舎、堆肥舎、倉庫、製造加工施設、執務室等
 ※2 机、ドアノブ、スイッチ類、手すり等
 ※3 エタノール又はインプロペノール(70%) (入手できない場合には、エタノール(60%台)) 又は次重塩素酸ナトリウム (0.05%以上)
- 般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は 操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

業務の継続

- ○畜産農家は、家畜の飼養管理、搾乳等を毎日欠かすことができない ことから、**業務が継続できるよう準備**をお願いします。
- ○必要な場合、生産者団体が中心となって、畜産農家、生産者団体、 関連団体、乳業者、飼料製造業者、運送業者等の間で業務分担する 体制を検討・構築して下さい。

- ①畜産農家の体制又は生産者団体等による支援体制の整備
- ②感染者等の把握と情報共有
- ③生産現場の速やかな消毒
- ④業務継続のための支援
 - ・代替要員の確保
 - ・代替要員が確保できない場合の措置
- ⑤生産者団体等による管内への注意喚起の発出
- ○集送乳、酪農ヘルパー、乳業、飼料製造等の関連事業者(生産者団 体を含む)は、重要業務として優先的に継続させる業務を選定し、 重要業務を継続させるために必要となる人員、物的資源(マスク、 手袋、消毒液等)を把握して下さい。
- ○事業者は、従業員の確保状況に応じた**業務マニュアルを作成**して下 さい

肉用牛経営や酪農等の畜産業及び関連産業は、国民への食料の安定供給に重要 な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び 業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。農林水産省は、重要な 役割を担う皆さまの業務が継続できるように全面的に協力いたしますので、ガイドラインを参考に対応していただきますようよろしくお願いいたします。